# 平成25年度 第6回庁議要旨

日時:平成25年6月25日(火)

午前9時

会場:庁議室

# [報告事項]

1 石巻市津波避難場所管理協定の締結について (総務部)

津波避難困難区域において、津波から市民の安全を確保するため民間事業者等が設置する施設を活用して津波避難場所を整備し、本市の防災対策の推進を図るとともに、避難ビルに指定し補助金を交付することで、早期に復旧を目指す民間事業者の一助となり、併せて本市の産業復興を図るもの。

- (1) 津波避難ビルの概要
  - ア 所有者 東海カーボン株式会社
  - イ 施設名 東海カーボン株式会社石巻工場
  - ウ 所在地 石巻市重吉町1番10
  - エ 構 造 鉄筋コンクリート造3階建
  - オ 避難スペース 3階及び屋上(合計約306㎡)
  - カ 収容人員 約216人
- (2) 今後の予定

認定プレート贈呈 平成25年6月27日(木)

2 「みやぎ鎮魂の日を定める条例」の施行に伴う石巻市立学校・幼稚園の休業日の取扱 いについて(教育委員会)

みやぎ鎮魂の日を定める条例(宮城県条例)が制定され、「東日本大震災の犠牲者に対する追悼の意を表し、記憶を風化させることなく後世に伝え、及び東日本大震災からの復興を誓う日」として3月11日が「みやぎ鎮魂の日」とされた。

県立学校においては、児童・生徒が慰霊関係行事に参加しやすくするために、同日を「県立学校の管理に関する規則」に規定する教育委員会の定める日として休業日とされた。

石巻市立学校及び幼稚園においても、本条例の趣旨を踏まえ、各児童・生徒及び園児が慰霊関係行事に参加しやすくするために、県立学校に準じて「みやぎ鎮魂の日」の3月11日を休業日とするもの。

(1) 主な内容

石巻市立学校(小学校39校、中学校20校、高等学校2校)及び市立幼稚園(5園)において、「みやぎ鎮魂の日」の3月11日を「石巻市立学校の管理に関する規則」、「石巻市立幼稚園園則」に規定する教育委員会の定める日として休業日とする。

なお、教育の実施上やむを得ない事情があるときは、同規則・園則の規定により、 授業日又は保育日に振り替えることができるものとするが、その場合であっても、震 災を踏まえた防災教育など、条例の趣旨に沿った教育活動を行うよう努めるものとす る。

# 3 石巻市「設計・施工一括発注方式等」の対応方針について(総務部)

東日本大震災からの復旧・復興事業を促進させるためには、従来の発注方式の拡大を図る必要があることから、これまで設計及び工事の発注方法は、設計及び施工を分離して発注することを原則としてきたが、高度な技術的知識と経験に基づく判断を必要とする工事や新たな技術や工法などを採用する工事、先例が少ない工事を行う場合など設計と施工を一括で発注することが必要な案件に対応するため、「設計・施工一括発注方式」を実施する際の対応方針を定めるもの。

#### (1) 主な内容

## ア 対象工事

- (ア) 高度な創造性、技術力、専門的な技術又は経験を必要とする工事
- (イ) 新たな技術や工法などを採用する、先例が少ない工事
- (ウ) 標準的な工事の実施手続が定められていない工事
- (エ) その他本方針に基づき執行することが適当であると認められる工事

## イ 施工方式

- (ア) 元請一括方式 施工業者に対して設計、施工を一任する方式
- (4) CM方式(アットリスク型、ピュア型) 発注者の補助者・代行者であるCM R (コンストラクション・マネージャー)が、技術的な中立性を保ちつつ発注者 の側に立って、設計の検討や工事発注方式の検討、工程監理、コスト管理などの 各種マネジメント業務の全部又は一部を行う方式
- ※ 「設計・施工一括発注方式等」 建設工事における設計提案、施工方法及び実施設計等に関する技術提案を受け、発注者の事前審査で承認された場合、その技術提案を基に発注する方式
- ※ 「実施設計付工事発注方式」 基本設計に基づき、実施設計と施工を一体として発注するもの。
- ※ 「設計・施工一括発注方式」 基本構想・計画に基づき、基本設計及び実施設 計を含めて、設計と施工を一体として発注するもの。
- (2) 施行期日

平成25年6月12日

#### 4 石巻市プロポーザル方式の実施に関するガイドラインの改正について (総務部)

「設計・施工一括発注方式」を実施する際の対応方針を定めるに当たり「石巻市プロポーザル方式の実施に関するガイドライン」の改正を行う必要があることから、役務の提供に特化した「石巻市プロポーザル方式の実施に関するガイドライン」を「工事」にも対応できるよう改正するもの。

- (1) 主な内容
  - (ア) 対象となる契約を「委託業務等」から「委託業務、建設工事等」に改める。
  - (イ) 対象となる工事
    - a 標準的な積算基準によらない工事
    - b 高度な技術的知識と経験に基づく判断を必要とする工事
    - c 新たな技術や工法などを採用する先例の少ない工事
- (2) 施行期日

平成25年6月5日